

# 奈良県障害者スポーツ協会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、奈良県障害者スポーツ協会（以下「本協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本協会は、障害者スポーツの振興と障害者の社会参加の促進を図ることにより、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を遂行するために次の事業をおこなう。

- (1) 各種障害者スポーツ大会の開催と奨励に関する事。
- (2) スポーツサークルの育成に関する事。
- (3) 障害者スポーツ指導者の育成に関する事。
- (4) 全国大会及び国際大会への参加に関する事。
- (5) 障害者スポーツに関する調査・研究に関する事。
- (6) 障害者スポーツの普及・振興に関する事。
- (7) その他本協会の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 本協会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員：障害者スポーツ団体及び個人。
- (2) 賛助会員：本協会の活動に賛同する団体及び個人。

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本協会に、次の役員を置く。

- |               |              |             |
|---------------|--------------|-------------|
| (1) 会 長 1名    | (2) 副 会 長 5名 | (3) 常務理事 1名 |
| (4) 理 事 15名以内 | (5) 監 事 2名   |             |

2 本協会に次の役員を置くことができる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| (1) 名誉会長 1名 | (2) 顧 問 若干名 | (3) 参 与 若干名 |
|-------------|-------------|-------------|
- (会長の選任及び任務)

第6条 会長は、理事会において選任する。

2 会長は、本協会を代表し会務を統括する。

(副会長の選任及び任務)

第7条 副会長は、会長が推薦し、理事会において選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

(常務理事及び理事の選任並びに任務)

第8条 理事は、加盟団体等の推薦を受け、理事会において審議、選任する。

- 2 常務理事は、県障害福祉課長をもって充てることを定例とする。
- 3 常務理事及び理事は、会長の命により会務を執行する。

(監 事)

第9条 監事は、理事会において選任する。

- 2 監事は、会長、副会長、理事及び事務局の職員を兼ねることができない。
- 3 監事は、本協会の財務及び事業を監査する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第10条 会長は、必要に応じ名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、本協会の運営について意見を述べるができる。

(役員任期)

第11条 本協会役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

### 第3章 会 議

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し協会の運営に必要な事項を審議し、議決する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれを務めることを定例とする。
- 4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席も含む。
- 5 理事会における議決は、出席理事の2分の1をこえる同意により成立する。可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第13条 第3条の事業を推進するために専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員は、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会委員長及び副委員長は委員の互選による。

### 第4章 会 計

(経 費)

第14条 本協会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会 費
  - (2) 補 助 金
  - (3) 委 託 金
  - (4) 寄 付 金
  - (5) その他の収入
- 2 会費は、別に定めるものとし、既納の会費は返還しない。
  - 3 本協会の会計規則については、奈良県会計規則に準ずる。

(会計年度)

第15条 本協会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、出納事務の執行については翌年の4月30日まで猶予する。

(予算及び決算)

第16条 本協会の事業遂行に必要な予算は、会長が作成し、理事会の同意を得なければならない。

2 本協会の決算は、会計年度終了後すみやかに会長が作成し、監事の意見を付して理事会に報告し同意を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第17条 本協会の事務局を下記に置く。

奈良県磯城郡田原本町宮森 34-4

奈良県心身障害者福祉センター内

(事務局職員)

第18条 本協会の事務局に事務局長及び書記若干名を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務を処理する。

3 書記は、事務局長の命を受けて事務に従事する。

4 事務局長は、奈良県心身障害者福祉センター所長を充てる。

5 書記は、奈良県心身障害者福祉センター職員を充てる。

6 会長は、必要と認めたときは第4項及び第5項に定める以外の職員に事務局の職務を委嘱することができる。

## 第6章 雑 則

(その他)

第19条 本規約に定められているもののほか必要な規定は会長が定める。

附 則

(1) この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 本協会の設立総会は、奈良県身体障害者スポーツ協会の評議員会及び奈良県知的障害者スポーツ協会の理事会の承認を得た発起人会の代表（以下「発起人代表」という。）が招集する別紙1の者の集会をもってこれに充て、会長が選任されるまでの間は発起人代表がその議長を務める。

附 則

この規約は、平成31年4月24日から施行する。

<別表>

本協会規約第14条第1項に規定する会費は、以下のとおりとする。

(1) 正会員

ア 個人 年額 1人 500円

イ 団体 会員数に応じ、次表のとおりとする。

| 会 員 数   | 会 費     |
|---------|---------|
| 10人以下   | 2,000円  |
| 11人～20人 | 4,000円  |
| 21人～30人 | 6,000円  |
| 31人～40人 | 8,000円  |
| 41人以上   | 10,000円 |

(2) 賛助会員

ア 個人 年額 1人 3,000円

イ 団体 年額 1口 5,000円